

(案)

資料 1 - 3

滋下水審第 〇〇 号

令和 5 年(2023 年)〇月〇日

滋賀県知事 三日月 大造 様

滋賀県下水道審議会 会長

滋賀県琵琶湖流域下水道事業経営戦略の見直しについて(答申)

令和 5 年(2023 年) 1 月 23 日付け滋下水第 8 号で諮問のあったこのことについて、次のとおり答申します。

これまでの審議結果を踏まえ、将来にわたって安定的に事業を継続していくための基本計画である滋賀県琵琶湖流域下水道事業経営戦略を見直すにあたっては、エネルギー価格の変動が大きいことから、今は見直しをしないことが適当である。

なお、施設の老朽化に伴う更新投資の増大や人口減少に伴う流入水量の減少など、経営環境は厳しさを増すことが想定されることから、エネルギー価格の動向や他府県の状況等、情報収集に努め、時機を逃さず見直しを検討すること。



滋 下 水 第 8 号  
令和5年(2023年)1月23日

滋賀県下水道審議会 会長 様

滋賀県知事 三日月 大造



滋賀県琵琶湖流域下水道事業経営戦略の見直しについて（諮問）

滋賀県琵琶湖流域下水道事業経営戦略は、平成31年3月に策定し、計画期間を平成31年度（2019年度）から令和10年度（2028年度）までの10年間としたところです。

今後の人口減少等による収入の減少や施設等の老朽化に伴う更新需要の増大が見込まれる中、将来にわたって安定的に事業を継続していくための基本計画である経営戦略についていかにあるべきか、滋賀県琵琶湖流域下水道事業の設置等に関する条例（平成30年12月28日滋賀県条例第43号）第21条第2項の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。